

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定 に違反する行為等の事実調査に係る訓令

平成4年5月20日

本部訓令第9号

〔沿革〕平成5年7月本部訓令第9号、18年12月第31号、20年7月第9号、24年10月第13号、
26年3月第10号、令和3年2月第1号、5年3月第5号、6年3月第4号改正

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反する行為等の事実調査に係る訓令を次のように定める。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反する行為等の事実調査に係る訓令

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）の規定による命令をするために行う法の規定に違反する暴力的要求行為その他の行為（以下「違反行為」という。）並びに法第15条第1項及び法第30条の11第1項の規定による命令をするために行う法の規定する要件（以下「事務所使用制限措置命令要件」という。）の事実の調査（法の規定による命令をするために行う法第33条第1項の規定による報告及び立入りを含む。以下「調査」という。）について、その手続その他必要な事項を定めるものとする。

2 調査については、他に特別の定めがある場合を除くほか、この訓令の定めるところによる。

(調査担当者等の指名)

第2条 刑事部組織犯罪対策第一課長（以下「組織犯罪対策課第一課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、あらかじめ、暴力団対策に係る事務を担当する課（係）の職員の中の適任者を、それぞれ調査に従事する警察職員（以下「調査担当者」という。）として指名しておくものとする。

2 生活安全部人身安全少年課長（以下「人身安全少年課長」という。）及び署長は、あらかじめ、少年事案処理を担当する警察職員の中の適任者を、法第16条第1項の規定に違反する行為（以下「少年関係違反行為」という。）の事実の調査に従事する警察職員（以下「少年関係調査担当者」という。）として指名しておくものとする。

3 組織犯罪対策第一課長、人身安全少年課長又は署長は、調査担当者又は少年関係調査担当者を指名したときは、調査（少年関係調査）担当者指名報告書（様式第1号）により警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

(立入指名職員の指名)

第

3条 組織犯罪対策第一課長、人身安全少年課長及び署長は、あらかじめ、次に掲げる者のうち適任者を、法第33条第1項の規定に基づく事務所への立入り、物件の検査及び指定暴力団員その他の関係者への質問（以下「立入検査」という。）のできる職員（以下「立入指名職員」という。）として指名しておくものとする。

- (1) 調査担当者
 - (2) 少年関係調査担当者
 - (3) 刑事部組織犯罪対策第一課（以下「組織犯罪対策第一課」という。）、生活安全部人身安全少年課（以下「人身安全少年課」という。）又は警察署に勤務する暴力団対策又は少年事案処理を担当する警察職員
 - (4) 立入検査について所定の教養を受け、適任と認める警察職員（緊急を要すると認める事案又はへき地における事案に対処するため特に必要があると認められる場合に限る。）
- 2 前項の規定に基づき、立入指名職員を指名したときは、立入指名職員承認上申書（様式第2号）により上申し、本部長の承認を受けるものとする。
- 3 本部長は、身分証明書の管理責任者を指定し、その者に身分証明書の交付及び返納の経過について身分証明書保管簿（様式第3号）に記録させておくものとする。

第2章 違反行為等の急訴があった場合の手続

（急訴があった場合の手続）

- 第4条 違反行為又はおそれある行為（以下「違反行為等」という。）についての急訴があった場合には、現場近くにいる警察職員は、直ちに違反行為等の現場に臨場し、当該行為をした者、当該行為の相手方その他現場又はその付近に居合わせた者について、その氏名、住所その他必要な事実関係の把握に努めるものとする。
- 2 前項の規定により現場に臨場した警察職員は、調査担当者又は少年関係調査担当者（以下「調査担当者等」という。）が調査を行うため必要があると認めるときは、署長の指揮を受けた上、当該行為をした者、当該行為の相手方その他現場又はその付近に居合わせた者に対し、調査担当者等が当該現場に臨場するまで現場にとどまることを求め、又は警察署その他の警察施設に同行を求めるものとする。ただし、口頭による中止命令（法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条、第30条の3、第30条の7第1項又は第30条の10第1項の規定による命令をいう。以下同じ。）を行うときは、この限りでない。
- 3 中止命令を行うに当たっては、署長の指揮を受けなければならない。
- 4 前項の場合において、口頭による中止命令を行った警察職員は、口頭中止命令執行報告書（様式第4号）により署長に報告するものとする。
- 5 署長は、中止命令を行った場合には、組織犯罪対策第一課長に中止命令書その他関係書類の写しを送付するものとし、組織犯罪対策第一課長は、中止命令以外の法の規定による命令の要件にも該当するかどうかについて調査するため、第8条第3項及び第9条に定める手続を進めるものとする。ただし、少年関係違反行為に関する中止命令については、人身安全少年課長に送付するものとし、人身安全少年課長が当該手続を進めるものとする。

（現場臨場報告書）

第5条 前条第1項の規定により現場に臨場した警察職員は、現場臨場報告書（様式第5号）により速やかに署長に報告するものとする。

（現場において逮捕した場合の措置）

第6条 第4条の規定にかかわらず、急訴に係る違反行為をした者を現場において現行犯逮捕し、又は緊急逮捕した場合には、当該事件の捜査手続を優先して進めるものとする。この場合において、調査担当者等は、捜査により得られた資料で法の規定による命令に必要と認められるものの提供を捜査員に求め、当該資料のみに基づいては法の規定による命令の要件に該当するかどうか判断できないときには、更に必要な補充調査を行うものとする。

第3章 違反行為等の相談等があった場合の手続

（相談担当者）

第7条 組織犯罪対策第一課長、人身安全少年課長及び署長は、あらかじめ、所属職員の中から暴力団員による違反行為等に係る相談、届出等（以下「相談等」という。）を担当する者（以下「相談担当者」という。）をそれぞれ定めておくものとする。

（相談等があった場合の手続）

第8条 警察署に相談等があった場合には、当該相談を受理した相談担当者は、暴力団関係相談受理（処理）票（様式第6号）、暴力団関係相談受理簿（様式第6号の2）及び暴力団関係相談指揮簿（様式第6号の3）により署長に速やかに報告するものとする。この場合において、当該署長は、当該相談簿の内容を組織犯罪対策第一課長（少年関係違反行為に関する相談等については人身安全少年課長）に連絡するとともに、中止命令の要件に該当し、かつ、犯罪に該当すると認めるときは、次条第1項の規定により、調査又は捜査のいずれを優先して行うべきかの振り分けを行うものとする。

2 組織犯罪対策第一課に相談等があった場合には、当該相談等を受理した相談担当者は、暴力団関係相談受理（処理）票、暴力団関係相談受理簿及び暴力団関係相談指揮簿により組織犯罪対策第一課長に速やかに報告するものとする。この場合において、組織犯罪対策第一課長は、当該相談等が中止命令以外の法の規定による命令（少年関係違反行為に係る命令を除く。）の要件に該当し、かつ、犯罪に該当すると認めるときは、次条第1項の規定により、調査又は捜査のいずれを優先して行うべきかの振り分けを行うものとする。

（調査又は捜査の振り分けの基準）

第9条 前条の規定により調査又は捜査のいずれを優先して行うべきかの振り分けを行うに当たっては、次に掲げる場合には、捜査に先行して調査を行うものとする。ただし、調査と捜査を平行して行うべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 調査に先行して捜査を行ったのでは、違反行為を適切かつ迅速に防止することができないと認められるとき。
- (2) 相談等の申出人が、法の規定による命令を行うことのみを求めたときのほか、捜査に先行して調査を行う必要があると認めるとき。

前項の規定により捜査に先行して調査を行うこととした場合には、捜査に支障を及ぼさないように、できる限り迅速に調査を行わなければならない。

第4章 違反行為等の調査の方法

(報告又は資料提出の要求)

第10条 法第33条第1項の規定に基づく報告又は資料の提出は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）及び暴力団関係行政処分規程（平成4年茨城県公安委員会規程第2号）の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 調査担当者等は、資料の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書（様式第7号甲）の提出を求めるものとする。
- (2) 前号の規定により所有権放棄を受けた資料を廃棄処分した場合には、廃棄報告書（様式第8号甲）を作成するものとする。

(事情聴取)

第11条 調査担当者等は、公安委員会が法第33条第1項の規定により報告を求める場合以外で、必要があると認める場合には、違反行為の現場、警察署その他の場所において、違反行為をした者、違反行為の相手方又は参考人から事情聴取を行うものとする。

- 2 調査担当者等は、前項の規定により事情聴取を行った場合には、事情聴取書（様式第9号）を作成し、これを供述者に閲覧させ、又は供述者に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、供述者に署名押（指）印を求めるものとする。この場合において、供述者が署名押（指）印を拒んだときは、当該事情聴取書にその旨を記載するものとする。
- 3 調査担当者等は、前項の規定にかかわらず、供述者が事情聴取書の作成を拒んだとき、違反行為の現場において事情聴取を行った場合で事情聴取書を作成するいとまがないときその他事情聴取書を作成することができないときは、事情聴取報告書（様式第10号）を作成するものとする。

(物件の提出要求)

第12条 調査担当者等は、公安委員会が法第33条第1項の規定により資料の提出を求める場合以外で、必要があると認める場合には、書類その他の物件の所持人に対し、当該物件の提出を求めるものとする。

- 2 調査担当者等は、前項の規定により物件の提出を受けた場合には、提出物件目録（様式第11号）を作成し、その写しを提出者に交付するものとする。
- 3 調査担当者等は、前項の提出物件の還付をするに当たっては、提出物件還付請書（様式第12号）と引換えに行うものとする。
- 4 提出物件について、所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書（様式第7号乙）の提出を求めるものとする。
- 5 前項の規定により所有権放棄を受けた物件を廃棄処分した場合には、廃棄報告書（様式第8号乙）を作成するものとする。

(検証)

13条 調査担当者等は、公安委員会が法第33条第1項の規定により立入検査を行う場合以外で、必要があると認める場合には、違反行為の現場その他の場所又は物件について、正当な権原を有する者の承諾を受けて検証を行うものとする。

- 2 調査担当者等は、前項の規定により検証を行った場合には、検証記録書（様式第13号）を作成するものとする。

（立入検査）

第14条 立入指名職員は、法第33条第1項の規定に基づく立入検査を行う必要があると認めた場合には、立入検査の必要性、立ち入る場所を明らかにした立入検査実施計画書（様式第14号）により、事前に所属長の指揮を受けるものとする。ただし、緊急に立入検査を行う必要がある場合で、立入検査実施計画書を作成するいとまがないときは、口頭による指揮を受けるものとする。

- 2 立入指名職員は、立入検査の実施結果については、立入検査実施結果報告書（様式第15号）により、速やかに所属長に報告するものとする。ただし、特異な事項があった場合は、所属長に即報するものとする。
- 3 組織犯罪対策第一課長、人身安全少年課長及び署長は、立入指名職員に対し、平素から立入検査の心構え、実施要領等について教養するとともに、立入検査の実施に当たっては、調査事項、実施要領等を具体的に指示するものとする。

（総括報告書）

第15条 調査担当者等は、違反行為等に関する調査の結果を総括報告書（様式第16号）により所属長に報告するものとする。ただし、緊急の必要があり、口頭による中止命令をする場合には、口頭で署長の指揮を受け法の規定による中止命令をした後に、速やかに総括報告書により報告するものとする。

第5章 事務所使用制限措置命令要件に関する調査の手続

（調査を行う者）

第16条 事務所使用制限措置命令要件に関する調査は、組織犯罪対策第一課又は警察署の調査担当者が行うものとする。

（調査の方法）

第17条 対立抗争事件に対する事務所使用制限措置命令要件に関する調査は、当該対立抗争事件に関する捜査資料のうち、法の規定による命令に必要と認められるものの提供を捜査員に求め、当該資料のみに基づいては法の規定による命令の要件に該当するかどうか判断できないときは、更に必要な補充調査を行うものとする。

- 2 特定危険指定暴力団に対する事務所使用制限措置命令要件に関する調査は、当該団体に関する捜査資料のうち、法の規定による命令に必要と認められるものの提供を捜査員に求め、当該資料のみに基づいては法の規定による命令の要件に該当するかどうか判断できないときは、更に必要な補充調査を行うものとする。
- 3 前2項の補充調査については、第10条から第14条までの規定を準用する。

（事務所使用制限措置命令に関する総括報告書）

第18条 前条による調査結果については、対立抗争事件に対する事務所使用制限措置命令の場合にあっては事務所使用制限措置命令に関する総括報告書（様式第17号）により、特定危険指定暴力団に対する事務所使用制限措置命令の場合にあっては事務所使用制限措置命令に関する総括報告書（様式第17号の2）により組織犯罪対策第一課長又は署長に報告するものとする。

第6章 雑則

（関係書類の送付）

第19条 組織犯罪対策第一課長は、所属の調査担当者又は立入指名職員が作成した中止命令に係る関係書類を、当該中止命令を行い、又は行おうとする署長に送付するものとする。ただし、少年関係違反行為に係る関係書類については、その写しを人身安全少年課長に送付するものとする。

2 人身安全少年課長は、所属の少年関係調査担当者又は立入指名職員が作成した中止命令に係る関係書類を、当該中止命令を行い、又は行おうとする署長に送付し、その写しを組織犯罪対策第一課長に送付するものとする。ただし、中止命令以外の命令に係る関係書類については、組織犯罪対策第一課長に送付するものとする。

3 署長は、所属の調査担当者等又は立入指名職員が作成した中止命令に係る関係書類の写し及び中止命令以外の命令に係る関係書類を組織犯罪対策第一課長に送付するものとする。ただし、少年関係違反行為に係る関係書類については、その写しを人身安全少年課長に送付するものとする。

4 前3項に規定する関係書類の送付は、命令関係書類送付書（様式第18号）により行うものとする。

（書類の保管）

第20条 組織犯罪対策第一課においては、中止命令以外の命令に係る関係書類及び前条の送付に係る関係書類を保管するものとする。

2 人身安全少年課においては、少年関係違反行為に係る関係書類の写しを保管するものとする。

3 警察署においては、中止命令に係る関係書類を保管するものとする。

（その他）

第21条 この訓令の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成4年6月1日から施行する。

附 則 （平成5年7月26日本部訓令第9号）

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 （平成18年12月6日本部訓令第31号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成20年7月31日本部訓令第9号）

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 （平成24年10月29日本部訓令第13号）

この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

附 則 （平成26年3月11日本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年3月11日から施行する。

附 則 （令和3年2月12日本部訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年2月12日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和5年3月14日本部訓令第5号）

この訓令は、令和5年3月27日から施行する。

附 則 （令和6年3月14日本部訓令第4号）

この訓令は、令和6年3月27日から施行する。

<様式略>